

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年一月二十一日奈良県指令高土第三〇一―一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年四月十一日高土第九三一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市曾大根一丁目七二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市東室九八番地一

當麻恭史